

地方分権の推進による都市自治の確立等に関する重点要望

真の地方分権型の新しい行政システムを構築し、国・地方を通じた行財政改革を推進するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1．都市自治体が地域における包括的な行政主体として、自立性の高い行財政運営を行うことができるよう、補完性の原理に基づき、一定の分野ごとにまとまった事務・権限を移譲するとともに、これに伴う税財源を移譲すること。

また、個性ある地域の発展を阻害している、国等による関与・規制を廃止・縮減すること。

2．政令指定都市は都道府県と同様に、中核市は政令指定都市と同様に、特例市は中核市と同様になるよう、事務・事業に係る一層の権限を移譲すること。

また、特例市の指定要件の見直しを図ること。

なお、教職員の任命権等について、広域的な人事交流の仕組みも講じながら、中核市をはじめとする都市自治体に早期に移譲すること。

3．教育委員会、農業委員会については、設置するか、設置せずにその事務を長が行うかを地方公共団体の判断により選択できるようにすること。

以上要望する。

分権改革の推進方策と地方の参画の実現に関する重点要望

- 1 .平成 19 年度以降もさらなる地方分権改革を強力的に推進する必要があることから、地方分権の基本理念、地方分権推進計画の策定、地方行財政会議の設置等を内容とする「新地方分権推進法」を制定すること。
- 2 .分権改革の推進を図るため、地方に関わる事項について政府と地方の代表者等が協議を行い、地方の意見を政府の政策立案及び執行に反映させるため、「地方行財政会議」を設置すること。
また、「地方行財政会議」が法律により設置されるまでの間、現在の「国と地方の協議の場」を維持し、継続的に協議を行うこと。

以上要望する。

市町村合併に係る支援の充実強化等に関する重点要望

市町村の自主的な合併の推進及び合併市町村における円滑な行政運営と計画的な地域振興等を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 「市町村の合併の特例に関する法律」(旧合併特例法)に基づく合併市町村に対する財政措置については、国と地方の信頼関係を損なうことのないよう、確実に実施するとともに、その活用には、地域の実情に応じた弾力的運用を可能とすること。
2. 合併市町村補助金の所要額については、国の補正予算成立後に補助金の交付決定がなされるため、国の予算の裏づけがない補助金を財源とした事業費を当初予算に計上せざるを得ない状況にあることから、国は早期に所要額を計上し、交付決定の時期を早めるなど、適切な措置を講じること。
3. 合併市町村については、自主的合併が円滑に進展するよう的確な情報提供を行うとともに、地域の実情や合併後の行政運営に配慮し、普通交付税の算定の特例措置を拡充するなど、適切な措置を講じること。
4. 合併特例債の元利償還金については、普通交付税措置に伴う所要額を確保するとともに、地域の実情に応じた適切な算入を図ること。

以上要望する。

防災・災害対策の充実強化等に関する重点要望

都市自治体においては、大規模災害に即応できる防災対策の一層の充実が求められている。

よって、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1．地震等の災害復興支援について

- (1) 被災市の確かな復興のため、災害復旧期間の延長等、地域の実情に応じた弾力的な運用を図ること。
- (2) 災害救助法について、積雪等地域の地理的条件等を十分反映し、実情に即した適用がなされるよう、基準の見直しを図ること。
- (3) 被災者の住宅生活再建支援制度については、被害の実態に合った十分な対応ができるよう、住宅の被害認定等に関する基準の改善を行うとともに、住宅本体の建築費・補修費を支給対象とするなど、制度の拡充を図ること。
- (4) 災害発生時における仮設住宅用地等提供者に対する税制上の優遇措置等を講じること。
- (5) 洪水、台風等により漂着した流木等の処理対策事業について、事業対象要件の緩和、処理作業の早期着手等事業制度の早期見直しを図ること。

2．防災・災害対策等の充実強化について

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の防災対策及び富士山火山広域防災対策の充実強化等について
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の適切な運用、具体的な施策の実施と事業メニュー化を推進すること。
富士山火山広域防災対策について、中央防災会議決定の「富士山火山広域防災対策基本方針」等による広域的かつ重点的な火山防災対策を推進すること。
- (2) 消防・防災施設整備及び設備整備は、地域住民の生命、身体、財産を守る上で不可欠なものであるため、デジタル防災行政無線等の整備等について、地域の実情を考慮した財政措置の充実強化を図ること。
- (3) 集中豪雨、地震、津波等に係る観測・予知体制等の充実強化に努めるとともに、災害情報の確実な伝達と高齢者等が安全かつ迅速に避難できる体制の整備を図

ること。

(4) 避難施設、防災拠点施設、避難路等の耐震化対策等について

災害時に避難施設となる公共施設、防災拠点施設等に対する耐震診断、補強費用等について、十分な財政措置を講じること。

地震災害における予防対策の推進を図る観点から、住宅家屋の耐震診断や耐震改修に対する財政措置の充実を図ること。

(5) 地域防災活動等を推進するため、自主防災組織の育成等に対する財政措置の充実を図ること。

3. 消防・救急業務体制の充実強化について

(1) 常備消防、消防無線及び消防指令業務の広域再編のため、必要な情報提供、援助を行うこと。

(2) 高速自動車道の消防・救急業務に対する支弁金制度について、地域の実情に応じた見直しを行うこと。

以上要望する。

情報化施策の推進に関する重点要望

すべての国民がITを積極的に活用し、その恩恵を最大限に享受できる知識創発型社会を実現するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

- 1．電子自治体の実現に向けた基盤整備やシステム構築及びその運用等について、適切な財政措置を講じるとともに、技術的支援を強化すること。
- 2．高度情報通信ネットワーク社会の形成を推進し、地域間及び住民間に生じる様々な情報格差を是正するため、民間事業者も含めた情報通信基盤の整備、公共ネットワークや放送・通信事業者等の光ファイバー網など既存施設の有効活用、技術支援、人材育成等について必要な措置を講じること。

特に、中山間地域等の条件不利地域における携帯電話の不感、難聴の解消や、CATV、高速ブロードバンド環境などの情報通信基盤整備に対する財政措置等を充実すること。

以上要望する。

地上デジタル放送移行への対応に関する重点要望

2011年の地上デジタル放送への完全移行に際しては、すべての市民が受信できる環境を整備するよう、国は、次の事項について、適切かつ積極的な措置を講じられたい。

- 1．デジタル波特性による難視聴地域拡大が懸念されることから、国及び放送事業者の責任において十分な情報提供と当該地域に対する整備・対応計画を早期に示すこと。

また、放送事業者による中継局整備計画の推進に当たっては、地理的条件、地域特性など地方の実情を十分に把握し、新たな難視聴地域が発生しないよう万全を期すこと。

さらに、現行アナログ放送と同等の視聴エリアを中継局によりカバーすることが困難な場合には、都市自治体及び市民に新たな負担が生じることのないよう、国の責任において適切な措置を講じること。

- 2．地方都市は、市町村合併に伴う広範な中山間地域と小中学校や公民館など多くの公共施設を抱えていることから、これらの公共施設におけるテレビ等のデジタル放送受信設備の更新経費に対して財政措置を講じること。

また、中山間地域の実情に応じた財政措置並びに合併特例債の弾力的な運用を図るとともに、受信機等の個人負担の軽減に努めること。

- 3．VHF受信地域を含むテレビ難視聴地域対策の充実を図ること。特に、地上デジタル放送化に伴い共聴施設改修等の必要が生じた場合、市民に過剰な負担を強いることのないよう支援措置等を講じること。

以上要望する。

都市税財政の充実確保に関する重点要望

真の地方分権のための都市税財政改革を実現するため、国は、次の事項について、積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1．地方分権を一層推進するため、国と地方間の事務事業の配分割合と税源配分との乖離をできるだけ縮小するという観点に立ち、消費税を含めた国税からの税源移譲により地方税の充実を図ること。

そのため、平成 19 年度以降も国税対地方税の割合 1 対 1 の実現を目指すなど更なる改革を行なうこと。

2．地方交付税が、国から恩恵的に与えられているものでないことを明確にするため「地方共有税」に組み替えるとともに、財源保障、財源調整の両機能は引き続き堅持し、平成 19 年度の地方交付税所要額を確実に確保すること。

また、地方財源不足に対する補てんについては、地方交付税の法定率分の引上げで対応すること。

3．国から地方への税源移譲に対応する国の財源については、地方分権の理念に沿って、国と地方の役割分担を再整理し、明確化した上で、国が責任をもって負担すべき分野を除き、「地方改革案」を着実に実施し、国庫補助負担金を廃止(一般財源化)することや事務事業を廃止することなど、国の責任によって実施すること。その際、特定地域において講じられている補助制度に係る特例措置については、十分配慮すること。

また、国に権限と財源を存続させている複数の補助金の統合や交付金化、国の歳出削減を目的とした単なる補助率の引下げや補助対象の縮減など地方への一方的な負担転嫁は、断じて行わないこと。

4．公営企業金融公庫廃止後の新しい仕組みについては、長期・低利の資金を安定的に供給する全国ベースの共同資金調達機関として地方共同法人の設立など新たな法的枠組みを構築すること。

また、このような機能を十分に果たすため、必要な財政基盤を確保できるよう、現在の公庫の財務基盤（債券借換損失引当金、公営企業健全化基金等）については、新たな組織に確実に承継させること。

以上要望する。

介護保険制度に関する重点要望

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．介護給付費負担金については、各保険者に対し給付費の25%を確実に配分し、現行の調整交付金は別枠化すること。
- 2．低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。
- 3．地域包括支援センターにおける介護予防支援業務の在り方について、実情に即した見直しを行うとともに、十分な財政措置を講じること。
- 4．障害者施策との統合及び被保険者の年齢の範囲拡大については、慎重を期すること。

以上要望する。

国民健康保険制度等に関する重点要望

国民健康保険制度等の健全な運営を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．国の責任において、給付の平等、負担の公平を図り、安定的で持続可能な医療保険制度を構築するため、政府・与党医療改革協議会の「医療制度改革大綱」における「医療保険制度の一元化を目指す」という方向性を踏まえ、国を保険者とし、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化を図ること。
- 2．高額医療費共同事業、保険基盤安定制度及び財政安定化支援事業については継続されたところであるが、確実な財政措置を講じるとともに、国の責任において国保関係予算の所要額を確保すること。
- 3．後期高齢者医療制度の広域連合について、円滑な設立・運営のため、事務的・財政的負担等に対する十分な支援策を講じるとともに、設立に当たって都道府県が主導的な役割を担うよう強く働きかけること。

以上要望する。

福祉施策等に関する重点要望

福祉施策等の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．医師の確保対策について

- (1)産科・小児科等の診療科について、医師不足解消のための特段の措置を講じるとともに、臨床研修終了後、一定期間、医師が不足する地域の医療機関に勤務することを義務づけるなど、医師の地域的偏在・専門科毎の偏りを解消する効果的な方策を講じること。
- (2)地域医療を担う医師の養成と地域への定着を促進するため、医学部入学定員における地域枠を拡大する等、具体的な方策を講じること。
- (3)新医師臨床研修制度の導入による影響や問題点を検証し、制度の改善を図ること。

2．少子化対策について

- (1)次世代育成支援対策に係るソフト交付金及びハード交付金の見直しを行うなど、地方への負担転嫁とならないよう確実な財政措置を講じること。
- (2)親の就労形態や障害児保育など子どもの特性等に配慮した多様な保育サービスの提供に係る財政措置の拡充を図ること。
- (3)放課後児童健全育成事業について十分な財政措置を講じること。

3．障害者施策について

- (1)自立支援給付及び地域生活支援事業について、十分な財政措置を講じること。
- (2)実態に即した低所得者対策の見直しを行うとともに、社会福祉法人以外の事業者に対する利用者負担軽減制度の適用等、利用者負担金の一層の軽減措置を講じること。

4．小児医療対策等について

乳幼児医療費の無料化など、効果的な子育て支援策を講じること。

5．生活保護費負担金について

生活保護費負担金については、現行の国庫負担率を堅持すること。

6．アスベスト対策について

(1)アスベストによる健康被害について、アスベストの吸引から発症までの因果関係の早期究明を図るとともに、新たな被害の発生の防止に向けた必要な対策を講じること。

(2)公共施設や民間建築物等のアスベスト調査、除去等に対して財政措置等の支援策を講じること。

以上要望する。

廃棄物対策に関する重点要望

廃棄物対策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．廃棄物処理施設等について

廃棄物処理施設の解体撤去工事費について、跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合や事業主体が代わった場合などに対し、さらなる財政措置を講じること。

2．容器包装リサイクル法について

拡大生産者責任の考えに基づき、事業者責任の強化・明確化を図り、市町村と事業者の費用負担及び役割分担の更なる見直しを行い、現在、市町村が負担している収集、選別、保管などの費用を確実に事業者に求めること。

3．家電リサイクル法について

普及が著しい家電製品を対象品目に加えるとともに、リサイクル費用について、製品販売時に徴収する仕組みに改めるほか、消費者が預託するリサイクル費用を事業者が適正に管理運用できる仕組みを構築すること。

また、不法投棄が生じた場合の処理費用については、国及び事業者において負担すること。

以上要望する。

義務教育施策等に関する重点要望

義務教育施策等の充実を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．公立学校施設の耐震補強事業等について、財政措置の拡充を図ること。
- 2．分権型教育の推進について
 - (1) 公立小中学校教職員の人事権を、中核市をはじめとする都市自治体に移譲すること。
 - (2) 教育委員会の設置について、選択制を導入すること。
- 3．地域に応じた少人数教育の推進を図るため、教職員配置の更なる充実を図ること。
- 4．普通学級に在籍する障害児や、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）等の児童・生徒に対する教職員配置の充実など、特別支援教育の充実を図ること。

以上要望する。

まちづくりの推進に関する重点要望

まちづくりの推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．魅力ある都市づくりを実現するため、都市自治体が自主的・主体的な取り組みができるよう、都市計画法、建築基準法等の権限を都市に移譲するとともに、関係法令は最低限必要な基準に止め、その他の具体的な基準等は条例で定められるよう改めること。
- 2．まちづくり三法の改正について
 - (1) 大規模小売店舗の出店調整について、全国一律の規制ではなく、都市自治体が地域の実情を考慮して行えるようにすること。
 - (2) 大規模小売店舗が撤退する場合は、地域に与える影響を考慮し、事業者が一定の社会的責任を負う制度とすること。
- 3．土地区画整理事業等の促進のため、必要な支援措置、起債対象範囲の拡大、税制上の優遇措置を講じること。
- 4．市街地再開発事業について、一般単独事業債の起債対象範囲拡大等、地域の実情に配慮した弾力的な運用ができるようにすること。
- 5．街路事業を着実に推進するため、財政措置の充実を図るとともに、事業期間の延伸等について弾力的な対応を行うこと。

以上要望する。

道路の整備促進に関する重点要望

都市生活を支える基盤施設である道路の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．社会資本整備重点計画に即した道路整備を着実に推進すること。

2．立ち遅れている地方の道路整備を促進するため、道路特定財源を確保し、地方への配分割合を大幅に引き上げること。

また、道路特定財源の見直しにあたっては、地方の声や道路整備の実情に十分配慮し、地方が真に必要としている道路整備を計画的に進めること。

3．幹線道路網等の整備について

(1) 円滑な交通体系の確立を図るため、高規格幹線道路、地域高規格道路、一般国道、地方道等の整備に当たっては、採算性のみでなく地域の実情等を十分勘案し、早期に完成させること。

(2) 高速自動車国道の整備に当たっては、地方に新たな負担を求めることなく、早期に完成させること。

また、直轄方式の高速道路の整備に当たっては、地域の実情等を十分に勘案し早期着手を図ること。

以上要望する。

運輸・交通施策に関する重点要望

運輸・交通施策の更なる推進及び地域の振興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．整備新幹線について

- (1) 整備新幹線の建設を促進するため、建設費関係予算を確保し、その早期完成を目指すとともに、未着工区間については、所要の進捗を進め、早期の着工及び事業化を推進すること。
- (2) 建設に伴う地域の負担については、適切な財源措置を講じること。
- (3) 基本計画線については、整備計画線に格上げし、その整備を促進すること。

2．地方バス路線について

- (1) 地域住民の生活に密着した地方バス路線の維持を図るため、地方バス路線維持費について、地域の実態にあった支援措置を講じること。
- (2) 生活バス路線維持に関する補助制度の見直し、拡充を図ること。

3．地方鉄道について

- (1) 全国の貨物ネットワークが寸断されないよう、並行在来線の経営確保について、財政措置を講じること。
また、安定的な経営確保にあたり、自治体に負担が生じないよう財政措置を講じること。
- (2) 地域住民にとって必要不可欠な交通手段である第三セクター鉄道については、地域の実態にあった支援措置を講じること。

- 4. 大規模地震、津波及び台風等から国民の財産・生命を守り、迅速な災害復旧等を可能にするためにも、津波防波堤・防潮堤や海岸保全施設等の整備を推進するとともに、耐震強化岸壁等の防災拠点の整備及びハザードマップ作成支援や津波・高潮防災ステーション整備等のハード・ソフト面一体となった港湾における総合的な防災・減災対策を強化・促進すること。

5 . 海岸へ漂着する廃棄物の対策について

- (1) 国際協定により海洋投棄を禁止するとともに、船舶からの不法投棄の監視強化を図ること。また、廃棄物の適正処理について関係諸国に協力要請を行うこと。
- (2) 海上保安庁等に専用船舶を配置し、漂流している廃棄物を漂着前に海上で回収する等の措置を講じること。
- (3) 海岸に漂着した廃棄物については、適正処理を行うための経費について特段の財政措置を講じること。

以上要望する。

農林水産政策に関する重点要望

農林水産業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、地域の事情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．品目横断的経営安定対策の導入について

- (1) 地域の実情に応じた小規模農家や高齢農家に対するきめ細やかな支援策を講じること。
また、集落営農組織等への支援の拡充を図ること。
- (2) 諸外国との生産条件格差是正対策の実施に当たっては、災害等により支払いの算定基礎となる生産実績に減少が生じた場合について、適切な対策を講じること。
- (3) 中山間地域等生産条件不利地域に対する上乘せの支援策を講じること。

2．農業の持続的発展と農業経営の健全化のため、多様な担い手の確保対策を充実するなど必要な措置を講じること。

3．米政策の改革を図るため、大綱に基づく関連対策を着実に実施すること。

また、平成19年度からの新たな米政策改革推進対策においては、これまでの産地づくり交付金の確保を図ること。

4．森林整備等の推進について

- (1) 森林整備保全事業計画を着実に推進すること。
- (2) 地球温暖化防止に向け、森林の持つ国土保全、水源涵養、景観形成などの多面的機能を発揮するため、森林環境税を創設するなど支援措置を講じ、整備保全を促進すること。
- (3) 平成19年度以降も森林整備地域活動支援交付金制度を継続すること。
- (4) 担い手の経営安定のため、生産基盤の整備や物流の効率化を図り、経営基盤強化のための事業の充実を図ること。

5．松くい虫被害対策について

- (1) 松くい虫被害防止対策に必要な財政措置の充実強化を図ること。
- (2) 被害の拡大防止と効率的な防除事業の推進のため、広域的な一斉防除等、行政区域を越えた防除対策を講じること。

また、事業対象森林の要件を緩和し対象区域を拡大すること。

- (3) 森林資源の有効活用及び保全を図るため、被害木の活用方法の研究開発を推進すること。
- (4) 国有林の飛砂防備保安林等の防除対策の充実強化を図ること。
- (5) 温暖化防止、景観保全を図るため、枯損木処理、伐採地における抵抗性マツの植樹を積極的に推進するとともに、樹種転換等の実施について適切な措置を講じること。

6．林業の振興について

- (1) 国産材の需要を促進するため、国産材を使用した木造住宅建設に対しては、消費税の減免等支援制度を創設すること。また、経営安定を図るため、生産基盤の整備や物流の効率化を図り、経営基盤を強化するための事業の充実を図ること。
- (2) 地域材を利用する木造公共施設整備については、木材の手配・乾燥等に相当の期間を要することから、実態に合った事業年度とするよう見直しを図ること。
- (3) 木質バイオマスの活用技術の早期確立を図ること。

7．水産基本法に基づく水産基本計画及び漁港漁場整備長期計画の見直しに当たっては、厳しい現状にある水産業の実態を踏まえた検討を行うこと。

また、水産業の経営安定のため、生産基盤の整備や物流の効率化を図り、経営基盤を強化するための財政措置を拡充すること。

8．漁業用燃油価格高騰により、厳しい経営状況にある漁業者に対し漁業経営の健全化を図るため、燃料油及び石油関連製品の価格安定と漁業者への支援措置を講じること。

9．大型クラゲによる漁業被害について必要な措置を講じるとともに、その防除、駆除、処理技術を早期に確立すること。

また、大型クラゲの大量発生、来遊のメカニズムを早期に解明すること。

以上要望する。

地域活性化政策に関する重点要望

地域経済の振興及び活性化等のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1 .景気の着実な回復を図るため、税制のあり方を含めた総合的な経済対策を実施すること。
- 2 . 中小企業対策について
 - (1) 中小企業の安定及び地域経済の活性化を図るため、中小企業等関連施策を強力に推進すること。
 - (2) 中小企業への円滑な資金提供を行うために、国は金融機関への適切な指導・監督等を行うこと。
 - (3) 信用補完制度の見直しについては、金融機関の貸出姿勢の消極化などを招かないよう十分配慮するとともに、自治体の制度融資に影響を及ぼすことが予想されるため、十分な準備期間を設けること。
- 3 . 中心市街地の活性化を図るため、タウンマネジメント機関(TMO) の育成などを含め、総合的な支援措置を講じること。
- 4 . 外国人観光客の誘客を更に促進するなど、観光立国に向けた振興施策の強化を図ること。
- 5 . 外国人観光客が移動しやすいような、運賃等の施策や観光案内標識等の整備方針の統一化を図ること。

以上要望する。